

宮崎県条例第八十四号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	個体の取扱いに関する規制
第一節	希少野生動植物の個体の所有者等の義務等（第九条・第十条）
第二節	指定希少野生動植物等の指定（第十一条・第十二条）
第三節	指定希少野生動植物等の個体の捕獲等の禁止（第十三条―第十六条）
第四節	特定希少野生動植物に関する特別事業の規制（第十七条―第二十条）
第三章	生息地等の保護に関する規制
第一節	土地の所有者等の義務等（第二十一条・第二十二条）
第二節	重要生息地（第二十三条―第三十条）
第四章	県民活動の促進等（第三十一条―第三十五条）
第五章	雑則（第三十六条―第三十八条）
第六章	罰則（第三十九条―第四十三条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、野生動植物の保護について必要な事項を定めることにより、生物の多様性の確保及び良好な自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 希少野生動植物 県内に生息し、又は生育する野生動植物であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 存続に支障を来す程度にその個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の数が著しく少ないもの

イ その個体の数が著しく減少しつつあるもの

ウ その個体の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が消滅しつつあるものの

エ その個体の生息又は生育（以下「生息等」という。）の環境が著しく悪化しつつあるもの

オ その他存続に支障を来す事情があるもの

二 外来種 国外に生息し、又は生育する野生動物植物であつて、その野生動物植物が本来有する移動能力を超えて導入されたものをいう。

三 移入種 国内の本県の区域に属さない地域に生息し、又は生育する野生動物植物であつて、その野生動物植物が本来有する移動能力を超えて導入されたものをいう。

（県の責務）

第三条 県は、県内の自然的社会的条件を踏まえて、野生動物植物の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる野生動物植物の生息等への支障の低減に努めるとともに、県が実施する野生動物植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民等の責務）

第五条 県民、滞在者及び旅行者（以下「県民等」という。）は、野生動物植物が良好な自然環境に欠かすことのできないものであることを認識し、野生動物植物の生息等への支障の低減に努めるとともに、県が実施する野生動物植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（工事等における配慮）

第六条 県、事業者及び県民等は、土地の形状の変更、工作物の新設等の工事等を行うに当たっては、事前に野生動物植物の保護について配慮しなければならない。

（野生動物植物保護基本方針）

第七条 知事は、野生動植物の保護のための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 野生動植物の保護に関する基本構想

二 第十一条第一項の規定により指定する指定希少野生動植物、同条第二項の規定により指定する特定希少野生動植物及び第十二条第一項の規定により指定する緊急指定野生動植物（次号において「指定希少野生動植物等」という。）の選定に関する基本的な事項

三 指定希少野生動植物等の個体の取扱いに関する基本的な事項

四 野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ宮崎県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（野生動植物保護計画）

第八条 知事は、野生動植物の保護に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野生動植物保護計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 野生動植物の保護に関する事項

二 野生動植物の生息地等に関する事項

三 野生動植物の調査に関する事項

四 野生動植物保護増殖事業に関する事項

五 野生動植物の保護に係る普及啓発に関する事項

六 計画の期間

七 その他野生動植物の保護のために必要な事項

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

第二章 個体の取扱いに関する規制

第一節 希少野生動植物の個体の所有者等の義務等

(個体の所有者等の義務)

第九条 希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第十条 知事は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 指定希少野生動植物等の指定

(指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定)

第十一条 知事は、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物として指定することができる。

2 知事は、指定希少野生動植物のうち、商業的な繁殖の可能性を有するものであって譲渡し及び譲受けを監視する必要があるものを特定希少野生動植物として指定することができる。

3 第一項の規定による指定は、その指定に係る希少野生動植物ごとに保護対策指針を定めてするものとする。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨の公告をしなければならない。

5 前項の公告があったときは、利害関係人は、当該公告の日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指定についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

8 知事は、指定をするときは、その旨の告示をしなければならない。

9 指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

10 知事は、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。

11 第四項から第九項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（緊急指定野生動植物の指定）

第十二条 知事は、指定希少野生動植物以外の野生動植物のうち、特に緊急に保護を図る必要があるものを緊急指定野生動植物として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「緊急指定」という。）の期間は、三年を超えてはならない。

3 知事は、緊急指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の告示をしなければならない。

4 緊急指定は、前項の告示の日の翌々日からその効力を生ずる。

5 知事は、緊急指定の必要がなくなったと認めるときは、緊急指定を解除しなければならない。ただし、第十一条の規定により指定希少野生動植物に指定されたときは、その野生動植物の緊急指定が解除されたものとみなす。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による緊急指定の解除について準用する。この場合において、第四項中「前項の告示の日の翌々日から」とあるのは、「第六項において準用する前項の告示によって」と読み替えるものとする。

第三節 指定希少野生動植物等の個体の捕獲等の禁止

（捕獲等の禁止）

第十三条 指定希少野生動植物及び緊急指定野生動植物（以下「指定希少野生動植物等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二 人の生命又は身体の保護のため必要な場合

三 その他規則で定める場合

2 前項の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物等の個体及びその加工品（以下「個体等」という。）は、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

（捕獲等の許可）

第十四条 野生動植物の保護のための学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で

指定希少野生動植物等の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可（以下この節において「許可」という。）を受けなければならない。

2 許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならぬ。

3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 捕獲等によつて指定希少野生動植物等の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

三 捕獲等をする者が適当な飼養又は栽培のための施設（以下「飼養栽培施設」という。）を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 知事は、指定希少野生動植物等の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、許可に条件を付することができる。

5 知事は、許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

6 許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人に従事させることについてやむを得ない事由があるものとして知事が認めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

7 許可を受けた者は、その者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第五項の許可証若しくは前項の従事者証を紛失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

8 許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第五項の許可証又は第六項の従事者証を携帯しなければならない。

9 許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

（捕獲等許可者に対する措置命令等）

第十五条 知事は、許可を受けた者が前条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物等の保護のため必要

があるとき、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動物等の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

- 第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動物等の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動物等の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動物等の個体、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節 特定希少野生動物植物に関する特別事業の規制

(特別事業の届出)

第十七条 特定希少野生動物植物の個体等の譲渡しの業務を伴う事業（以下「特別事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定希少野生動物植物の個体等の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- 三 譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動物植物の名称
- 四 特定希少野生動物植物の個体等の入手方法
- 五 その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特別事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 第一項の規定にかかわらず、新たに野生動物植物が特定希少野生動物植物に指定された際現にその特定希少野生動物植物の個体等の譲渡しの業務を伴う事業を行っている者は、その野生動物植物が特定希少野生動物植物となった日から三十日以内に、第一項各号に掲げる

事項を知事に届け出なければならぬ。この場合において、この項の規定による届出をした者は、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（特別事業を行う者の遵守事項）

第十八条 前条第一項の規定による届出をして特別事業を行う者（前条第三項の規定により同条第一項の規定による届出をした者とみなされるものを含む。以下この条、次条及び第二十条第一項において同じ。）は、その特別事業に関し特定希少野生動植物の個体等の譲受けをするときは、次に掲げる事項について確認しなければならない。

一 その個体等の譲渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名

二 その個体等が、繁殖させた個体若しくはその加工品であるか又は捕獲され、若しくは採取された個体若しくはその加工品であるかの別

三 その個体等が、繁殖させた個体又はその加工品であるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 その個体等が、捕獲され、若しくは採取された個体又はその加工品であるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所

五 その他規則で定める事項

2 前条第一項の規定による届出をして特別事業を行う者は、前項の規定により確認した事項その他特定希少野生動植物の個体等の譲渡しに関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

（特別事業を行う者に対する指示等）

第十九条 知事は、第十七条第一項の規定による届出をして特別事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違反した場合においてその特別事業を適正化して特定希少野生動植物の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するために必要な事項について指示をすることができる。

2 知事は、第十七条第一項の規定による届出をして特別事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特別事業を適正化して特定希少野生動植物の保護に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特別事業に係る特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第二十条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第十七条第一項の規定による届出をして特別事業を行う者に対し、その特別事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特別事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者等の義務等

(土地の所有者等の義務)

第二十一条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第二十二条 知事は、希少野生動植物の保護のため必要があるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 重要生息地

(重要生息地の指定)

第二十三条 知事は、県内における野生動植物の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその野生動植物の保護のため重要と認めるものを重要生息地として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、その重要生息地の名称、指定の区域及びそこに生息し、又は生育する主な野生動植物の保護に関する指針（以下この条において「名称等」という。）を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をするときは、その旨及び名称等の告示をしなければならない。

5 知事は、重要生息地に係る野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変

化により指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第四項中「その旨及び名称等」とあるのは、「その旨並びに解除に係る重要生息地の名称及び指定の区域」と読み替えるものとする。

(特別規制地区の指定)

- 第二十四条 知事は、重要生息地の区域内で野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を特別規制地区として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域及び当該区域に係る保護の対象となる野生動植物の保護に関する指針（以下この条において「区域等」という。）を定めてするものとする。

- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、区域等の案（次項及び第五項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

- 5 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

- 6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 7 知事は、指定をするときは、その旨及び区域等の告示をしなければならない。

- 8 指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

- 9 知事は、特別規制地区に係る保護の対象となる野生動植物の個体の生息等の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

- 10 第六項から第八項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨及び区域等」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の告示」とあるのは「第十項において準用する前項の告示」と読み替えるものとする。

(特別規制地区の規制)

第二十五条 特別規制地区の区域内(第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)においては、次に掲げる行為(第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
- 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採すること。
- 七 保護の対象となる野生動植物の個体の生息等に必要なものとして知事が指定する野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- 八 特別規制地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- 十一 保護の対象となる野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのある動植物として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- 十二 保護の対象となる野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- 十三 火入れ又はたき火をすること。
- 十四 保護の対象となる野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る行為が前条第二項の指針に適合しないものであるときは、

第一項の許可をしないことができる。

4 知事は、保護の対象となる野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。

5 第一項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

三 木竹の伐採で、知事が特別規制地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

7 前項第一号に掲げる行為であつて第一項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならぬ。

(立入制限地区)

第二十六条 知事は、特別規制地区の区域内で野生動植物の個体の生息等のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第二十九条第二項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合

三 前二号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第二十四条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第二項及び第四項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第二十四条第七項中「その旨及び区域等」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の告示」とあるのは、「第二十六条第五項において準用する前項の告示」と読み替えるものとする。

(措置命令等)

第二十七条 知事は、保護の対象となる野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、特別規制地区の区域内において第二十五条第一項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第二十五条第一項若しくは前条第四項の規定に違反した者又は第二十五条第四項(前条第五項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した者がその違反行為によって保護の対象となる野生動植物の個体の生息地等の保護に支障を及ぼした場合において、保護の対象となる野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他保護の対象となる野生動植物の個体の生息地等の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査等)

第二十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特別規制地区の区域内において第二十五条第一項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特別規制地区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が保護の対象となる野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第二十九条 知事は、第二十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十条 県は、第二十五条第一項の許可を受けることができないため、又は同条第四項の規定により条件を付されたために損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

第四章 県民活動の促進等

(県民等の活動の促進等)

第三十一条 県は、県民及び事業者（これらの者が組織する団体を含む。次項において同じ。）がこの条例の趣旨に基づき自発的に行う野生動植物の保護に関する活動を促進するために情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民及び事業者に対し、野生動植物の保護の必要性について理解を深めるよう、普及啓発、野生動植物に関する教育及び学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(野生動植物調査)

第三十二条 知事は、野生動植物の個体の生息等の状況、その生息地等の状況その他必要な事項について調査し、その結果を、計画の策定及び野生動植物の保護の推進に活用するものとする。

2 知事は、前項の調査の結果に基づき、レッドリスト（希少野生動植物を掲げた一覧表をいう。）を定期的に改正し、野生動植物の保護の推進に活用するものとする。

(外来種又は移入種に関する調査等)

第三十三条 県は、外来種又は移入種であつて、野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのあるものについて、その個体の生息等の状況、野生動植物の個体の生息等に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、野生動植物の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(野生動植物保護増殖事業)

第三十四条 県は、野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その生息地等の維持又は再生、その個体の繁殖の促進、遺伝子情報の保存その他の野生動植物の保護を図るための事業を行うものとする。

(野生動植物保護監視員)

第三十五条 知事は、野生動植物の重要な生息地等における監視、指導、啓発、調査など野生動植物の保護のため野生動植物保護監視員を置くことができる。

2 野生動植物保護監視員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第五章 雑則

(財政上の措置)

第三十六条 県は、野生動植物の保護を図るため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等に関する特例)

第三十七条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第十条、第十三条、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項及び第七項、第二十六条第四項、第二十七条第一項並びに第二十八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第十三条第一項第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物等の個体の捕獲等しようとするとき、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しその同意を得なければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第二十五条第五項の規定により届出をして引き続き同条第一項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第七項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事

にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条又は第二十五条第一項の規定に違反した者

二 第十五条第一項又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第四項又は第二十五条第四項の規定により付された条件に違反した者

二 第十九条第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十六条第四項の規定に違反した者

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項又は第三項前段の規定による届出をしないで特別事業を行い、又は虚偽の届出をした者

二 第二十六条第五項において準用する第二十五条第四項の規定により付された条件に違反した者

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第八項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

二 第十六条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十八条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二

項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第二十九条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り（第二十三条第一項の規定による指定をするための立入りを除く。）を拒み、又は妨げた者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条から第七条まで、第十条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。